

ご案内

申請期限は11月30日までです
子育て世帯臨時特例給付金

今年度の申請は児童手当の手続きと併せて行っています。
「児童手当・特例給付現況届(平成27年度)兼子育て世帯臨時特例給付金申請書(請求書)」を期限までに提出して下さい。

なお、公務員の方は勤務先から配付された申請書を、直接または郵送で福祉総務課(市庁舎7階、〒194-8520、森野2-2-22)へ提出して下さい。

福祉総務課 ☎724-4431 FAX050-3101-0928

(仮称)町田市立国際工芸美術館基本設計
説明会

市は、2015年度内に(仮称)町田市立国際工芸美術館の基本設計を行い、2019年度開館に向けた整備を進めています。

※直接会場へおいで下さい。
11月18日(水)午後6時30分〜7時30分、11月21日(土)午前10時〜正午(いずれも同一内容)
場市民協働おうえんルーム(市庁舎2階)
定各40人(先着順)

文化振興課 ☎724-2184 FAX050-3085-6554

国民年金保険料の一部免除が承認された皆さんへ

国民年金の免除申請を行い、4分の1・半額・4分の3の一部免除が承認された場合、一部納付保険料を納める必要があります。

一部納付保険料を納めることにより、一部免除が承認された期間が、老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に含まれ、老齢基礎年金額にも反映されます。

町田市立国際工芸美術館基本設計
説明会
今どき思春期の
レナイ事情

都内の小・中学校、高校で命と性の講座を多数行ってきた講師を迎え、子どもたちが「親にだけは話さない」対人関係や恋愛、性に関する悩みをお伝えします。

11月18日(水)午後6時30分〜7時30分、11月21日(土)午前10時〜正午(いずれも同一内容)
場市民協働おうえんルーム(市庁舎2階)
定各40人(先着順)

対思春期のお子さんの保護者等
12月3日(木)午前10時30分〜午後0時30分
場町市民フォーラム

国民年金保険料の一部免除が承認された皆さんへ

国民年金の免除申請を行い、4分の1・半額・4分の3の一部免除が承認された場合、一部納付保険料を納める必要があります。

一部納付保険料を納めることにより、一部免除が承認された期間が、老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に含まれ、老齢基礎年金額にも反映されます。

町田市立国際工芸美術館基本設計
説明会
今どき思春期の
レナイ事情

都内の小・中学校、高校で命と性の講座を多数行ってきた講師を迎え、子どもたちが「親にだけは話さない」対人関係や恋愛、性に関する悩みをお伝えします。

11月18日(水)午後6時30分〜7時30分、11月21日(土)午前10時〜正午(いずれも同一内容)
場市民協働おうえんルーム(市庁舎2階)
定各40人(先着順)

望」と明記して下さい。
「銀行による送金」
振込手数料がかかる可能性があります。

座番号 三井住友銀行
支店(普) 2787520、三菱東京UFJ銀行
支店(普) 2105515、みずほ銀行
支店(普) 0620286

座番号 日本赤十字社(3行共通)
受領証発行希望の方は、氏名(受領証の宛名)・住所・電話番号・寄付日・寄付額・振込金融機関名と支店名を日本赤十字社本社組織推進部へご連絡下さい。

日本赤十字社では、「平成27年台風第18号等大雨災害義援金」を11月30日まで受け付けています。

「ゆうちょ銀行での振替による送金」
窓口での取り扱いの場合、振替手数料は無料です。

加入者名 日赤平成27年台風18号等大雨災害義援金
受領証発行希望の方は、振替用紙の通信欄に「受領証希望」と明記して下さい。

座番号 三井住友銀行
支店(普) 2787520、三菱東京UFJ銀行
支店(普) 2105515、みずほ銀行
支店(普) 0620286

事業所で給与支払事務を担当している方対象

平成27年分 年末調整等説明会開催のお知らせ

税務署及び市役所では、年末調整のしかた並びに法定調書・給与支払報告書の作成・提出方法等に関する説明会を開催します。

Table with 3 columns: 日時, 会場, 対象地域等. Lists dates and locations for tax adjustment seminars.

※対象地域の説明会に出席できない場合には、他の地域の説明会に出席できます。
※説明会場への車での来場はご遠慮下さい。
※説明会の開始30分前から、会場の受付で年末調整関係用紙を配布します。

【問い合わせ】

- 説明会、源泉所得税関係について
町田税務署源泉所得税担当 ☎728・7211(内線215または216)
○用紙請求(税務署関係)、法定調書関係について
町田税務署管理運営部門 ☎728・7211(内線531または532)

「町田市斜面地における建築物の建築の制限に関する条例」の改正(案)

建築開発審査課 ☎724-4413 FAX050-3161-5899

市では、斜面地周辺の良好な住環境の確保と調和を図るため、「町田市斜面地における建築物の建築の制限に関する条例」の改正を行うにあたり、皆さんのご意見を募集しました。

実施結果は以下のとおりです。
○意見募集の期間：2015年7月13日(月)〜8月11日(火)
※募集の結果、応募者数0人、意見件数0件でした。

第5次町田市障がい者計画(案)

2015年度末で第4次町田市障がい者計画(2011〜2015年度)の計画期間が終了します。この間、わが国は2014年1月に障害者権利条約を批准し、それに関わる国内法の改正を行いました。

【計画の概要】

- 計画の期間 2016〜2020年度の5年間
○計画の基本理念 いのちの価値に優劣はない
○計画の基本方針 (1)「障がいのある人」のとらえ方をひろげる(2)自分で決めることを大切にする(3)さまざまな障がいや個別の状況に配慮する

■ご意見の提出方法

- 募集期間 11月30日(月)まで(必着)
○資料の閲覧・配布 計画(案)は、町田市ホームページに掲載するほか、次の窓口で閲覧及び資料の配布を行っています。
障がい福祉課・市政情報課・広聴課(いずれも市庁舎1階)、男女平等推進センター、生涯学習センター、各市民センター、木曾山崎・玉川学園の各コミュニティセンター、町田・鶴川・南町田の各駅前連絡所、各市立図書館、町田市民文学館、すみれ教室、ひかり療育園

―注意事項―

住所・氏名・連絡先・件名を明記して下さい/原則、電話や窓口での口頭によるご意見はお受けできませんが、文章での提出が困難な場合は、障がい福祉課へお問い合わせ下さい/ご意見への個別回答は行いません/公序良俗に反するもの、特定の団体・個人等に対する誹謗中傷が含まれるものは無効とします/寄せられたご意見の概要及び市の考え方は、個人情報を除き2016年1月ごろに町田市ホームページ及び上記資料配布場所で公表予定です。